

令和3年度栗原市任期付市費負担教員採用募集要項

栗原市では、市独自に教員を採用し、小学校第3学年から小学校第6学年まで並びに中学校第2学年及び中学校第3学年の35人を標準とした少人数学級編制を実施するための教員を募集します。

1 採用について

(1) 採用予定人数、採用予定人員等

- ア 小学校教諭 若干名
- イ 中学校教諭 若干名
- ウ その他 採用後は、志願した採用区分の学級担任として勤務

(2) 受験資格

- ア 昭和36年4月2日以降に生まれた方で、普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する小学校又は中学校の教諭の免許状をいう。以下同じ。）を所有している者又は令和2年3月31日までに普通免許状を取得見込みの者
- イ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者（詳しくは、4ページを確認してください。）

2 応募手続について

(1) 応募時に提出する書類等

- ア 栗原市任期付市費負担教員志願書（写真を添付したものに限る。）
- イ 栗原市任期付市費負担教員登録個人調査票
- ウ 小学校又は中学校の免許状の写し
- エ 受験票（写真を添付したものに限る。）
- オ 書類を郵送で提出する場合は、返信用封筒（長形3号（120×235mm）の封筒に84円切手を貼り、郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。）

(3) 受付期間等

- ア 受付期間 令和3年3月1日（月）から令和3年3月8日（月）まで
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、郵送の場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。
- ウ 提出先 〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地
栗原市教育委員会 学校教育課

（注） 郵送の場合は、封筒の表に「教員採用志願書在中」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。

3 試験日及び試験会場

- (1) 試験日 令和3年3月10日(水)
- (2) 試験会場 〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地
栗原市金成庁舎3階 特別会議室

4 受付時間、試験内容等

- (1) 受付時間 午前10時から同10時15分まで
- (2) 試験内容
ア 小論文(800字程度) 午前10時30分から同11時30分まで
イ 個人面接 午後1時15分から開始(面接の順番は、当日お知らせします。)

5 持ち物

受験票、筆記用具及び昼食を持参してください。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和3年3月16日(火)に市役所前掲示場への掲示及び市ホームページに掲載し、合格者には郵送で通知する予定です。

なお、電話での問い合わせには回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

7 試験結果の開示

試験結果については、栗原市個人情報保護条例により、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、原則として受験者本人が受験票を持参し、午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)に、金成庁舎2階の学校教育課に直接おいでください。

開示内容等については、次のとおりです。なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

- (1) 開示内容 順位及び得点
- (2) 開示受付期間 合格発表の日から1か月間

8 合格者について

試験の合格者は、健康診断書(市様式)を令和3年3月17日(水)までに学校教育課に提出していただきます。

なお、令和3年3月16日以降に送付した健康診断書(市様式)に記されているすべて検査項目の結果が記された健康診断書又は人間ドックの結果通知がある場合は、その写しを提出することにより受診したものとみなします。

9 任用期間

任用期間は任期付一般職のため、令和3年4月1日から翌年3月31日までです。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務実績、健康状態その他任用に必要な事項を確認の上、その任期を1年間更新(最長5年間)する場合があります。

1 0 合格から採用まで

試験の合格者は、栗原市任期付市費負担教員任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者全員が採用されるとは限りませんので、御了承願います。

なお、任用候補者名簿の有効期限は、原則として1年間です。ただし、次の事項に該当した場合は、任用候補者名簿への登載を取り消します。

- (1) 提出された書類の記載事項に故意による不正があった場合
- (2) 教員免許状取得見込みの者が当該免許状を取得できなかった場合
- (3) 合格後、地方公務員法第16条又は学校教育法第9条に該当した場合

1 1 給与等

- (1) 市の条例等の規定に基づき、給料を支給します。民間等における職歴がある場合は一定の基準により職歴期間を加算の上、給料を決定します。

(4ページを確認してください。)

- (2) 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

1 2 健康保険

公立学校共済組合に加入します。

1 3 その他

- (1) 健康診断に要する費用等は受験者本人の負担となりますので、あらかじめ御了承願います。
- (2) 不明な点がありましたら、学校教育課にお問い合わせください。

〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地

栗原市教育委員会 学校教育課

電話：0228-42-3512

FAX：0228-42-3518

E-mail：gakkokyoiku@kuriharacity.jp

【1 - (2) - イに定める欠格事項について】

◎ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事項

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【11 - (1)に定める給料について】

◎ 栗原市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の採用等に関する条例

第3条 市費負担教員には、栗原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年栗原市条例第42号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、別表第1の左欄に掲げる教職経験年数の区分に応じ、同表の右欄に定める給料月額を支給する。

2 前項に規定する教職経験年数の算定方法は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第3条関係）

教職経験年数の区分	給料月額
1年未満	211,000円
1年以上2年未満	217,200円
2年以上3年未満	223,800円
3年以上4年未満	230,600円
4年以上5年未満	237,400円
5年以上6年未満	244,200円
6年以上7年未満	249,600円
7年以上8年未満	254,800円
8年以上	259,700円